

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共 団体が設 置する指 定障害児 入所施設 の場合	利用者の 数が利用 定員を超 える場 合	入所支援 計画が作 成されな い場 合	身体拘束 廃止未実 施減算	職業指導 員を配置 している 場合 (1日につ き)	重度障害 児支援加 算	重度重複 障害児加 算	強度行動 障害児特 別支援加 算	幼児加算	心理担当 員を配置 している 場合 (1日につ き)	看護職 員配置 加算 (Ⅰ)	看護職 員配置 加算 (Ⅱ)	児童指導 員等加算 (1日につ き)	
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	(897単位)			+49単位					+102単位	+141単位 +145単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 □ 児童指導員等の場合 +112単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(784単位)			+148単位						+102単位	+141単位 +145単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +151単位 □ 児童指導員等の場合 +112単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,617単位)			+49単位									
		(三)当該施設が単独施設	(897単位)			+73単位									
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(623単位)			+49単位						+51単位	+70単位 +96単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +101単位 □ 児童指導員等の場合 +75単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,039単位)												
		(三)当該施設が単独施設	(822単位)			+49単位									
	(4)定員21人以上30人以下		(784単位)			+49単位					+34単位	+47単位 +58単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +61単位 □ 児童指導員等の場合 +45単位	
	(5)定員31人以上40人以下		(655単位)			+39単位					+26単位	+38単位 +41単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +43単位 □ 児童指導員等の場合 +32単位	
	(6)定員41人以上50人以下		(585単位)			+29単位					+20単位	+28単位 +32単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +34単位 □ 児童指導員等の場合 +25単位	
	(7)定員51人以上60人以下		(562単位)			+26単位					+17単位	+25単位 +26単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +28単位 □ 児童指導員等の場合 +20単位	
	(8)定員61人以上70人以下		(541単位)			+23単位					+15単位	+23単位 +22単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +23単位 □ 児童指導員等の場合 +17単位	
	(9)定員71人以上80人以下		(519単位)			+20単位					+13単位	+20単位 +19単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +20単位 □ 児童指導員等の場合 +15単位	
	(10)定員81人以上90人以下		(501単位)			+17単位					+11単位	+17単位 +17単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +18単位 □ 児童指導員等の場合 +13単位	
	(11)定員91人以上100人以下		(480単位)			+14単位					+10単位	+14単位 +15単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +16単位 □ 児童指導員等の場合 +12単位	
	(12)定員101人以上110人以下		(477単位)			+13単位					+9単位	+13単位 +14単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 □ 児童指導員等の場合 +10単位	
	(13)定員111人以上120人以下		(475単位)			+12単位					+9単位	+12単位 +13単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +14単位 □ 児童指導員等の場合 +10単位	
(14)定員121人以上130人以下		(472単位)			+11単位					+8単位	+11単位 +12単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +12単位 □ 児童指導員等の場合 +9単位		
(15)定員131人以上140人以下		(469単位)			+10単位					+7単位	+10単位 +11単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 □ 児童指導員等の場合 +8単位		
(16)定員141人以上150人以下		(466単位)			+9単位					+7単位	+9単位 +10単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +11単位 □ 児童指導員等の場合 +8単位		
(17)定員151人以上160人以下		(462単位)			+9単位					+6単位	+9単位 +10単位		イ 専門職員(理学療法士等)の場合 +9単位 □ 児童指導員等の場合 +7単位		

二 ちろあ 児の場合	(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(603単位)	+39単位	木 重度障 害児支援 加算(V) 1日につき +143単位 へ 重度障 害児支援 加算(VI) 1日につき +171単位 * 別に定 める要件 に合致す る場合 +11単位	1日につき +78単位	+26単位	+38単位 +41単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位																																				
		(二)当該施設が単独施設	(603単位)						イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +29単位																																				
	(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(529単位)	+29単位					+20単位	+17単位	+25単位 +26単位	+23単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +28単位 ロ 児童指導員 等の場合 +20単位																																
		(二)当該施設が単独施設	(529単位)										イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +23単位 ロ 児童指導員 等の場合 +17単位																																
	(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設	(510単位)	+26単位									+20単位	+13単位	+20単位 +19単位	+16単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +20単位 ロ 児童指導員 等の場合 +15単位																												
		(二)当該施設が単独施設	(510単位)														イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +18単位 ロ 児童指導員 等の場合 +13単位																												
	(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設	(492単位)	+23単位													+14単位	+10単位	+14単位 +15単位	+12単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +16単位 ロ 児童指導員 等の場合 +12単位																								
		(二)当該施設が単独施設	(492単位)																		イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +15単位 ロ 児童指導員 等の場合 +12単位																								
	(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設	(473単位)	+20単位																	+296単位	+102単位	+141単位 +145単位	+112単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位																				
		(二)当該施設が単独施設	(473単位)																						イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位																				
	(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設	(456単位)	+17単位																					+148単位	+102単位	+141単位 +145単位	+112単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位																
		(二)当該施設が単独施設	(456単位)																										イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +151単位 ロ 児童指導員 等の場合 +112単位																
	(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設	(438単位)	+14単位																									+98単位	+51単位	+70単位 +96単位	+75単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員 等の場合 +75単位												
		(二)当該施設が単独施設	(438単位)																														イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員 等の場合 +75単位												
	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,054単位)	+49単位																													+73単位	+51単位	+70単位 +96単位	+75単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +101単位 ロ 児童指導員 等の場合 +75単位								
		(二)当該施設が単独施設	(831単位)																																		イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位								
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(785単位)	+148単位																																	+59単位	+34単位	+47単位 +58単位	+45単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位				
		(二)当該施設が単独施設	(831単位)																																						イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位				
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(785単位)	+49単位																																					+49単位	+34単位	+47単位 +58単位	+45単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位
		(二)当該施設が主たる施設	(1,597単位)																																										イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位
(三)当該施設が単独施設		(831単位)	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位																																										
(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(587単位)	+98単位	+49単位	+34単位	+47単位 +58単位	+45単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位																																					
	(二)当該施設が主たる施設	(1,141単位)						イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位																																					
	(三)当該施設が単独施設	(757単位)						イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位																																					
(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(547単位)	+73単位					+49単位	+34単位	+47単位 +58単位	+45単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位																																	
	(二)当該施設が主たる施設	(963単位)										イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位																																	
	(三)当該施設が単独施設	(757単位)										イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +61単位 ロ 児童指導員 等の場合 +45単位																																	
(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(484単位)	+59単位									+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	+32単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位																													
	(二)当該施設が主たる施設	(816単位)														イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位																													
	(三)当該施設が単独施設	(732単位)														イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位																													
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(461単位)	+49単位													+39単位	+26単位	+38単位 +41単位	+32単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位																									
	(二)当該施設が主たる施設	(732単位)																		イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位																									
	(三)当該施設が単独施設	(732単位)																		イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +43単位 ロ 児童指導員 等の場合 +32単位																									
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設	(645単位)	+39単位																	+29単位	+20単位	+28単位 +32単位	+25単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +29単位																					
	(二)当該施設が単独施設	(645単位)																						イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +29単位																					
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設	(600単位)	+39単位																					+29単位	+20単位	+28単位 +32単位	+25単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +29単位																	
	(二)当該施設が単独施設	(600単位)																										イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +29単位																	
(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設	(526単位)	+29単位																									+20単位	+20単位	+28単位 +32単位	+25単位	イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +29単位													
	(二)当該施設が単独施設	(526単位)																														イ 専門職員(理 学療法士等)の場合 +34単位 ロ 児童指導員 等の場合 +29単位													

